

## 新旧対照表

## 【ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和 46 年 8 月 21 日蔵関第 1640 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ラッシュ (LASH = LIGHTER ABOARD SHIP) 船に積載して輸出入するラッシュバージ（以下「バージ」という。）についての通関手続を下記のとおり定めたので、昭和 46 年 8 月 21 日から当分の間、これにより処理されたい。</p> <p>記</p> <p>再輸出することを条件として一時的に輸入されるバージについては、関税率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「定率法」という。）第 17 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による再輸出免税扱いすることとし、その具体的な輸入及び輸出の手続は、次による。</p> <p>1 輸入の際の通関手続</p> <p>(1) 輸入申告及び免税の手続</p> <p>関税率法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「関税令」という。）第 59 条第 1 項の規定による輸入の申告及び関税率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号。以下「定率令」という。）第 34 条の規定による免税の手続は、別紙様式「バージ輸出入（納税）申告書（再輸出免税明細書兼用）」を 2 通（原本及び輸入許可書用）提出させて行わせることとする。</p> <p>この場合、仕入書の提出は、関税率法（昭和 29 年法律第 61 号）第 68 条第 1 項ただし書前段の規定により省略することとする。</p> <p>(2) 輸入の本船扱い</p> <p>上記(1)の輸入手続は、関税令第 59 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する本船扱いによることとする。</p> <p>この場合、同条第 2 項に規定する本船扱いの承認申請手続は、別紙様式の標題の下に「本船扱い承認申請書」と併記させ、輸入申告書と兼用させることとし、提出された輸入申告書を税関が受理したことにより本船扱いの承認があつたものとして取り扱うこととする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 輸入申告の時期</p> <p>バージの輸入手続は、前記(2)により本船扱いで行われるが、輸入申告は、関税率法第 67 条の 2 第 2 項の規定により当該バージに係る積荷目録が税関に提出された後に行わせることとなるので留意する。</p> <p>なお、他の貨物の積卸し等のためバージの船卸しを急ぐ場合には、あらかじめ輸入申告書を提出させ事前審査を行うこととして差し支えない。</p>	<p>ラッシュ (LASH = LIGHTER ABOARD SHIP) 船に積載して輸出入するラッシュバージ（以下「バージ」という。）についての通関手続を下記のとおり定めたので、昭和 46 年 8 月 21 日から当分の間、これにより処理されたい。</p> <p>記</p> <p>再輸出することを条件として一時的に輸入されるバージについては、関税率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「定率法」という。）第 17 条《再輸出免税》第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による再輸出免税扱いすることとし、その具体的な輸入及び輸出の手続は、次による。</p> <p>1 輸入の際の通関手続</p> <p>(1) 輸入申告及び免税の手続</p> <p>関税率法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「関税令」という。）第 59 条《輸入申告の手続》第 1 項の規定による輸入の申告及び関税率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号。以下「定率令」という。）第 34 条《再輸出貨物の免税の手続》の規定による免税の手続は、別紙様式「バージ輸出入（納税）申告書（再輸出免税明細書兼用）」を 2 通（原本及び輸入許可書用）提出させて行わせることとする。</p> <p>この場合、仕入書の提出は、関税率法（昭和 29 年法律第 61 号）第 68 条《輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類》第 1 項ただし書前段の規定により省略することとする。</p> <p>(2) 輸入の本船扱い</p> <p>上記(1)の輸入手続は、関税令第 59 条の 3 《輸出申告又は輸入申告の時期の特例》第 1 項第 1 号に規定する本船扱いによることとする。</p> <p>この場合、同条第 2 項に規定する本船扱いの承認申請手続は、別紙様式の標題の下に「本船扱い承認申請書」と併記させ、輸入申告書と兼用させることとし、提出された輸入申告書を税関が受理したことにより本船扱いの承認があつたものとして取り扱うこととする。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 輸入申告の時期</p> <p>バージの輸入手続は、前記(2)により本船扱いで行われるが、輸入申告は、関税率法第 67 条の 2 《輸出申告又は輸入申告の時期》第 2 項の規定により当該バージに係る積荷目録が税関に提出された後に行わせることとなるので留意する。</p> <p>なお、他の貨物の積卸し等のためバージの船卸しを急ぐ場合には、あらかじめ輸入申告書を提出させ事前審査を行うこととして差し支えない。</p>

## 新旧対照表

## 【ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和 46 年 8 月 21 日蔵関第 1640 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(5) (省略)</p> <p>(6) 担保の取扱い 前記(1)の輸入の際における定率法第 17 条第 2 項で準用する同法第 13 条第 3 項の規定による担保については、原則として、その提供を省略させて差し支えない。</p> <p>(7)及び(8) (省略)</p>	<p>い。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 担保の取扱い 前記(1)の輸入の際における定率法第 17 条第 2 項で準用する同法第 13 条《製造用原料品の減税又は免税》第 3 項の規定による担保については、原則として、その提供を省略させて差し支えない。</p> <p>(7)及び(8) (同左)</p>
2 輸出の際の通関手続	2 輸出の際の通関手続
<p>(1) 輸出申告 関税令第 58 条の規定による輸出の申告及び定率令第 39 条の規定による輸出の手続は、前記 1 の(5)により交付した輸入許可書（輸出許可書用）及び当該許可書と同一の内容を記載させた別紙様式による輸出申告書（原本用）を提出させて行わせることとする。</p> <p>この場合、仕入書の提出は、関税令第 60 条第 2 項の規定により必要とされないので留意する。</p> <p>なお、1 輸入申告で輸入された複数のバージが、やむを得ない事情により分割して輸出されることとなつた場合には、上記の輸入許可書（輸出許可書用）及び当該分割輸出されるバージに係る輸出申告書（原本用）を提出させて輸出申告を行わせる。</p>	<p>(1) 輸出申告 関税令第 58 条《輸出申告手続》の規定による輸出の申告及び定率令第 39 条《再輸出免税貨物の輸出手続》の規定による輸出の手続は、前記 1 の(5)により交付した輸入許可書（輸出許可書用）及び当該許可書と同一の内容を記載させた別紙様式による輸出申告書（原本用）を提出させて行わせることとする。</p> <p>この場合、仕入書の提出は、関税令第 60 条《仕入書の記載事項等》第 2 項の規定により必要とされないので留意する。</p> <p>なお、1 輸入申告で輸入された複数のバージが、やむを得ない事情により分割して輸出されることとなつた場合には、上記の輸入許可書（輸出許可書用）及び当該分割輸出されるバージに係る輸出申告書（原本用）を提出させて輸出申告を行わせる。</p>
<p>(2) 輸出の本船扱い 前記(1)の輸出手続は、関税令第 59 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する本船扱いによることとする。</p> <p>この場合、本船扱いの承認申請手続及び承認の取扱いは、上記 1 の(2)を準用する。</p> <p>なお、本船扱いの承認申請手続は、バージをラッシュ母船に積み込む前に行わせること。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p>	<p>(2) 輸出の本船扱い 前記(1)の輸出手続は、関税令第 59 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する本船扱いによることとする。</p> <p>この場合、本船扱いの承認申請手続及び承認の取扱いは、上記 1 の(2)を準用する。</p> <p>なお、本船扱いの承認申請手続は、バージをラッシュ母船に積み込む前に行わせること。</p> <p>(3)～(7) (同左)</p>